

第3 2回基本計画策定・推進専門委員等会議 法務省説明
(被害者等の視点を踏まえた加害者処遇の充実)

今回は、論点とされている「3 被害者等の視点を踏まえた加害者処遇の充実」について法務省の取組を御報告いたします。お配りした資料に沿って説明いたします。

まず、論点の一つ目の「矯正施設内・社会内における被害者等の視点を踏まえた加害者への指導」についてでございます。

1 刑事施設における取組（資料1）

(1) 特別改善指導「被害者の視点を取り入れた教育」

- ア 刑事施設においては、被害者の命を奪い又はその身体に重大な被害をもたらす罪を犯した者に対し、自らの犯罪と向き合うことで、犯した罪の大きさ、被害者やその御家族・御遺族（以下「被害者等」という。）の心情等を認識させ、被害者等に誠意を持って対応していくとともに、再び罪を犯さない決意を固めさせるため、特別改善指導として「被害者の視点を取り入れた教育」（以下「本教育」という。）を全施設で実施しています。
- イ 本教育の標準プログラムは、平成16年に当局が開催した「被害者の視点を取り入れた教育」研究会において、犯罪被害者支援に係る関係者の方々から頂いた御意見を踏まえ、策定したものです。
- ウ 本教育の実施に際しては、刑事施設職員のほか、被害者等、犯罪被害者支援団体のメンバー、被害者問題に関する研究者、警察及び法曹関係者等の専門家の方々にも、指導者として御協力いただいております。また、被害者等の心情や苦しみ、実情等を受刑者に理解させるため、被害者等の手記や視聴覚教材等を活用した指導やグループワークを行っているほか、被害者等について十分な知識と理解を持ち、受刑者の社会復帰に賛同している犯罪被害者支援団体のメンバーや被害者等を、ゲストスピーカーとして刑事施設に招へいし、その苦しみや心の傷について御講話いただいております。
- エ さらに、本教育のカリキュラムは、被害者等に対して謝罪や弁償の責任があることを自覚させ、具体的な謝罪方法について考えを深めさせるといった内容となっており、各施設において、標準プログラムに沿いつつ、工夫を凝らして実施しているところです。具体的には、「謝罪や弁償についての責任」をテーマとしたグループワークを実施する、民間協力者である篤志面接委員の弁護士から被害者等について対応すべきこと、実施できる

ことを受刑者に具体的に考えさせるための講話を行っていただくなどの取組を行っております。

オ なお、本教育の充実方策の検討のため、本年度、外部有識者を招へいした検討会の開催を予定しております。

(2) 一般改善指導「被害者感情理解指導」

上記(1)のほか、各刑事施設においては、全受刑者を対象とした一般改善指導としても、視聴覚教材の視聴やゲストスピーカーによる講話を実施しています。また、特定非営利活動法人「いのちのミュージアム」に御協力いただき、犯罪や事故で亡くなった被害者等のメッセージを伝える「生命(いのち)のメッセージ展」を全国の刑事施設で開催するなどして、被害者等の感情を理解させ、しよく罪意識を培わせる指導を実施しています。

2 少年院における取組(資料2)

(1) 少年院においては、被害者を死亡させ又は生命、身体若しくは自由を害し心身に重大な影響を与えた事件を犯し、被害者等に対する謝罪等について考える必要がある在院者に対しては、「被害者の視点を取り入れた教育」を実施しています。

(2) 同教育は、自己の犯罪・非行が与えた被害等を直視し、その重大性や被害者の置かれている状況を認識するとともに、被害者等に対する謝罪の意思を高め、償いについて考え、誠意を持って対応していくための方策について考えさせることを目的としております。

なお、指導方法は、ワークブックを用いたグループワーク又は個別での指導を中核とし、その指導効果を高めるため、被害者心情理解指導、個別面接指導、課題作文指導、読書指導等を組み合わせ、包括的に実施しています。

(3) このほか、少年院においても、刑事施設と同様、「生命(いのち)のメッセージ展」を開催しています。

3 矯正職員に対する研修

上記1及び2の指導を適切に行い、再被害を防止するためには、同指導を実施する職員への研修も重要であるところ、矯正研修所や同支所において、毎年、被害者等、犯罪被害者支援団体のメンバー、被害者問題に関する研究者等、被害者心理や実態を把握している方を講師として招へいし、御講義いただいております。

4 保護観察所における取組(資料3)

保護観察所においては、この後御説明いたします「心情等伝達制度」の運用

のほか、自己の犯罪により被害者を死亡させ、又は重大な傷害を負わせた保護観察対象者に対し、しよく罪指導プログラムによる指導を行うとともに、被害者等の意向にも配慮して、誠実に慰謝等の措置に努めるよう指導しています。また、平成25年4月から、一定の条件に該当する保護観察対象者が被害弁償等を行うに当たって、必要な法的支援が受けられるよう法テラスと連携しています。

加えて、更生保護官署職員に対する研修において、犯罪被害者等の置かれた状況やその心情等への理解を深めるため、被害者等や被害者等の支援者などを講師として招へいし、講義をしていただいています。

矯正施設及び更生保護官署においては、引き続き、被害者等の視点を踏まえた加害者への指導及び職員に対する研修の一層の充実に努めてまいります。

次に、論点の二つ目の「更生保護における犯罪被害者等施策の充実」についてでございます。

5 更生保護の犯罪被害者等施策の概要（資料4）

更生保護段階における被害者等の方々のための制度としては、被害者等から加害者の仮釈放等に関する意見等を聴取する「意見等聴取制度」、被害者等から聴取した被害に関する心情等を保護観察中の加害者に伝達する「心情等伝達制度」、加害者の仮釈放等審理・保護観察の状況等を被害者等に通知する「被害者等通知制度」、被害者等からの相談に応じ、関係機関の紹介などを行う「相談・支援制度」の4つの制度からなっており、平成19年12月の制度開始以後、仮釈放等審理件数や保護観察事件数が減少する中で、利用件数はおおむね増加傾向にあります。

6 更生保護の犯罪被害者等施策の在り方を考える検討会（資料5）

昨年6月の第28回会議においても御報告させていただきましたが、今一度、「更生保護の犯罪被害者等施策の在り方を考える検討会」（以下「検討会」という。）の設置の経緯や概要について御説明いたします。

更生保護の被害者等施策が平成19年12月に開始されてから10年以上が経過しましたが、制度を利用した被害者等から制度・運用の一層の改善を求める声が寄せられていることに加え、この十余年の間に、第3次犯罪被害者等基本計画（平成28年4月1日閣議決定）や再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）等において、被害者等の心情等を踏まえた加害者処遇の一層の充実が求められています。

これらの状況を踏まえ、法務省保護局長は、平成31年4月、更生保護の被害者等に関わる業務全般の課題を整理し、被害者等施策をより充実させるとともに、被害者等の心情等を踏まえた保護観察処遇を実現させ、被害者等の心情等を踏まえその思いに応える更生保護を実現するための方策について検討することを目的として、本検討会を設置しました。

検討会では、本会議の構成員である伊藤先生や武先生を始めとして、犯罪被害者御遺族、学識経験者、弁護士、被害者等の支援者、保護局長経験者、被害者担当官経験者及び被害者担当保護司を構成員とし、令和元年5月から、被害者等へのヒアリングを含む全7回の会合を開催し、本年3月に報告書が保護局長に提出されました。

報告書においては、更生保護の被害者等施策や被害者等の心情等を踏まえた保護観察処遇の実施について、現状と課題を整理した上で、被害者等の思いに応える更生保護を実現するための提言がなされています。

まず、現状については、被害者等施策を利用することで、被害者等の心情等が整理されるなどその心理面に良い影響を与えていること、加害者への適切な指導により被害者等への謝罪や被害弁償が実現に至った例なども認められました。

一方で、課題も指摘されました。

まず、被害者等施策に関しては、

- ・ ホームページやパンフレットなどの説明資料が分かりにくい又は不十分であるなど、事前の情報提供が不足していること
- ・ 被害者等が保護観察所などの所在地・業務時間等に合わせた対応をせざるを得ないなど、制度利用に当たって利便性が低いこと
- ・ 制度利用可能な被害者等の範囲が狭いこと
- ・ 制度利用に当たって被害に係る心情等を想起せざるを得ないなど、制度利用に当たっての心理的負担が高いこと
- ・ 多くの人は刑事司法手続や支援制度について十分な情報を持たない中、1回の説明では理解を得られづらい場合が少なくなく、相談・支援における対応方法に改善の余地があること
- ・ 被害者等にとっての必要な情報が必要なタイミングで提供されない、通知の内容が不十分であるなどの例があり、被害者等通知のタイミングや内容に改善の余地があること

などについて指摘がありました。

また、被害者等の心情等を踏まえた保護観察処遇に関しては、それが必ずしも早期から積極的に行われていない場合があり、その背景として、更生保護官署職員等において被害者等の心情等を踏まえることへの意識がまだまだ十分で

はないこともあると指摘されました。

その他、被害者等の支援に必要な体制に関して、被害者等の心情等に十分に配慮した制度運用がなされにくい要因として、被害者担当官等が他の様々な業務を担当し多忙であることなどが指摘されました。

そして、これらの現状及び課題を踏まえ、検討会による提言がなされました。

1点目として、被害者等によるアクセスの向上について、被害者等にとって分かりやすい広報及び説明を実施すること、利用しやすい制度とするために手続を簡素化すること、制度利用できる被害者等の範囲の一部拡大について検討することなどが提言されました。

2点目として、被害者等の思いに応える制度運用の実現について、更生保護官署における被害者等と接する際の基本原則を明確化し、職員のスキルアップを図ること、加害者に関する情報の提供の在り方等について検討すること、関係機関との連携などにより相談・支援制度の実効性を向上させること、被害者等の心情等を踏まえた保護観察処遇の充実について検討すること、被害者等の声を踏まえた運用改善を検討することなどが提言されました。

特に、保護観察処遇の充実においては、更生保護官署における被害者担当官等と加害者担当の保護観察官が連絡協議を密にし、協力して業務を遂行することや、保護観察処遇の方法や内容の見直しとして、例えば、先ほど御説明したしよく罪指導プログラムの対象を拡大することなどが求められています。

3点目として、被害者等施策を適切に実施するための体制の整備として、更生保護官署において被害者等施策を適切に実施するため、人事配置上の工夫を検討することや、被害者担当官等のみならず、加害者処遇に携わる保護観察官の確保に努めることが提言されました。

法務省保護局においては、本提言を踏まえ、更生保護の被害者等施策や被害者等の心情等を踏まえた保護観察の在り方について、今後検討を重ね、その実現に向けて取り組むこととしています。

なお、本検討会の議事概要及び報告書については、法務省ホームページで公開しています。

(http://www.moj.go.jp/hogol/soumu/hogo08_00002.html)

7 その他

最後に、本年1月に開催された第29回会議において構成員から御発言のありました「矯正施設内における加害者に対する損害賠償に関する指導」及び「死刑執行に関する通知制度」について、法務省から御報告いたします。

まず、「矯正施設内における加害者に対する損害賠償に関する指導」については、論点の一つ目「矯正施設内・社会内における被害者等の視点を踏まえた

加害者への指導」において御説明したとおり、特別改善指導として「被害者の視点を取り入れた教育」を実施しており、同指導において、謝罪及び被害弁償に対する責任を自覚させることや、具体的な謝罪の方法について自分の事件に沿って考えさせることなどをカリキュラムに含めているところです。

次に、「死刑執行に関する通知制度」について、現状を御報告いたします。

死刑執行事実の通知に関しましては、第29回会議でも申し上げましたとおり、法務省から死刑執行の事実をお知らせすることが、かえって被害者遺族の心情や生活の平穏を害することも考えられるため、一律に通知することはせず、被害者遺族から個別の照会等があれば、それに対応する方法を採っているところでございますが、同会議において、構成員から、死刑執行の事実について、制度として、被害者遺族に通知するべきではないかとの御指摘を受けたところでもあるため、今後におきましても、死刑執行事実の通知を希望する被害者遺族に対する通知の在り方について検討してまいりたいと考えております。

法務省からの報告は、以上となります。